二十三　第45条の３《医療用機器等の特別償却》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
第45条の３《医療用機器等の特別償却》関係	（新　設）
（取得価額の判定単位） 45の３－１　措置法令第28条の16第１項又は第３項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の１台又は１基の取得価額が 400万円以上又は 2,700万円以上であるかどうかについては、通常１単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。	（新　設）
（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額） 45の３－２　措置法令第28条の16第１項又は第３項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額が 400万円以上又は 2,700万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。	（新　設）
（主たる事業でない場合の適用） 45の３－３　措置法第45条の３第１項の表の各号の上欄、第２項又は第４項に規定する事業は、法人が主たる事業としてこれらの事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。	（新　設）
（事業の判定）	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
45の３－４　法人の営む事業が措置法第45条の３第１項の表の第１号の上欄、第２項又は第４項に規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。	
（医療用機器の範囲） 45の３－５　措置法第45条の３第１項の表の第１号の中欄のイに掲げる資産（以下「医療用機器」という。）は、直接医療の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品をいうものとし、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「８医療機器」に掲げる減価償却資産はこれに該当する。 (注) 病院、診療所等が有する減価償却資産であっても、例えば事務用の器具及び備品、給食用設備、クリーニング設備等のように直接医療の用に供されない減価償却資産は、ここでいう医療用機器には該当しない。	（新　設）
（介護老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定） 45の３－６　一の建物が介護老人保健施設（措置法第45条の３第２項第１号に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、介護老人保健施設の用に供されている部分について同項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が介護老人保健施設の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。 (注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が介護老人保健施設の用に供されているものとすることができる。	（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定） 45の３－７　一の建物が特定病床（措置法第45条の３第２項第２号に規定する療養病床等（措置法令第28条の16第５項に規定する病床に該当するものに限る。）又は措置法第45条の３第２項第３号に規定する療養病床をいう。以下45の３－７において同じ。）に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、特定病床に入院する患者のための施設の用に供されている部分について同項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。 (注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が特定病床に入院する患者のための施設の用に供されているものとすることができる。	（新　設）
（病院の意義） 45の３－８　措置法第45条の３第２項第３号に規定する「病院又は診療所」とは、医療法第１条の５に規定する病院又は診療所をいうのであるから、例えば、助産所、歯科技工所、療術所、動物病院等は含まれないことに留意する。	（新　設）